補助金をご活用ください！

子育て世帯リフォーム補助金

次世代を担う子育て世帯の経済的負担の軽減および世代間の子育て支援の促進を図るため、住宅リフォーム等支援事業補助金を交付します。

■対象者　※次の全てを満たす方

①香美市に住民登録し、対象となる住宅に居住している方
②中学校卒業までの子どもと同一の住宅に居住している方
③市税等を滞納していない方
④暴力団員等ではない方

■対象住宅

①補助対象者が居住し、市内に所有する住宅または２親等以内の親族の所有する住宅（賃貸借住宅を除く。）

■対象工事　※次の全てを満たす住宅リフォーム

①市内に本社または本店を有する施工業者、または市内に住所を有する個人の施工業者による工事
②令和３年２月２８日までに完了する10万円（消費税を除く）以上の開始・終了していない工事

※市の他の補助制度の対象となる工事や造園・新築・解体工事等は対象外

■補助率　※決定後の補助金増額不可

２０％（補助上限額２０万円、多子世帯同居または三世代同居に該当している場合は上限額を40万円）

※決定後に工事費の変更が生じても、補助金の増額はできません。

■申込期間

４月１５日（水）～令和３年１月２９日（金）
※土・日・祝日・昼休み（１２時～１３時）を除く
申込期間内に予算枠に達した時点で終了します。

■申込方法

本庁３F企画財政課・各支所へ申請書を提出してください。申込書類は香美市公式ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先

企画財政課 企画調整班
☎５３－３１１４

子育て世帯新築住宅取得補助金

次世代を担う子育て世帯に対して新築住宅の取得を支援することにより、本市への移住および定住の促進を図るため、子育て世帯新築住宅取得支援事業補助金を交付します。

また、住宅支援金融機構と提携しており、『フラット35』子育て支援型を利用する場合、借入金利が引き下げられます。

■対象者　※次の全てを満たす方

①令和２年４月１日以後において、香美市に新築住宅を取得する方
②申請時において取得者またはその配偶者のいずれかが４０歳以下かつ中学校卒業までの子どもを養育している方
③１０年以上継続して居住する意思のある方
④その地域の自治会へ加入する方
⑤市税等を滞納していない方
⑥暴力団員等ではない方

■対象となる住宅　※次の全てを満たす方

①新築住宅（建売住宅を含む）であること
②居住を目的とした住宅であること
③住宅取得費用が５００万円以上であること

■補助額

２０万円（香美市内に事業所を有する施工業者と工事請負契約書を締結する場合は４０万円）

■フラット３５　子育て支援型を利用する場合

金利引き下げ期間：当初５年間
金利引き下げ幅：借入金利から年△０．２５％

■申込期間

４月８日（水）～１２月２８日（月）
※土・日・祝日・昼休み（１２時～１３時）を除く
申込期間内に予算枠に達した時点で終了します。

■申込方法

本庁３F企画財政課・各支所へ申請書を提出してください。申込書類は香美市公式ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先

企画財政課 企画調整班
☎５３－３１１４

地籍調査事業成果の土地登記完了

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍図・地籍簿の登記が完了しましたので、お知らせします。

【完了区域】香美市香北町川ノ内の一部（平成20年度香美森林組合調査地区）
【完了日】２月３日
【問い合わせ先】
建設課地籍調査班
☎53・３１１８

声の広報発行事業

視覚に障害のある方に対して、市の広報を特定非営利活動法人『たびびと』が音声訳したものをお届けします。

【対象】市内に居住する文字による情報の入手が困難な視覚障害者
【利用料】無料
【問い合わせ・申込先】
福祉事務所社会福祉班
☎53・３１１７
※申請書は、香美市ホームページ声の広報発行事業のページからダウンロードできます。

手話通訳者等派遣事業

聴覚等に障害のある方が市役所への申請や病院での診察を受ける際に、意思疎通を仲介する手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【対象】市内に居住する聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者およびその家族等
【利用料】無料
【問い合わせ・申込先】
福祉事務所社会福祉班
☎53・３１１７
※申請書は、香美市ホームページ意思疎通支援事業のページからダウンロードできます。

マイナポイント予約支援窓口を開設します

国では、令和２年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント）の実施を予定しています。

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得したうえで、マイナポイントの予約が必要です。マイナポイントの予約は、パソコンや一部のスマートフォンから誰でも予約することができますが、パソコンなどをお持ちでない方やご自身で予約できない方のために、マイナポイントの予約支援窓口を開設します。詳しくはお問い合わせください。

【開設期間】
令和２年４月１日(水)～
※土・日・祝日および12月29日から１月３日を除く
【開設時間】８時30分～17時
※12時～13時を除く
【場所】
市役所本庁舎３階総務課
香北支所市民生活班
物部支所市民生活班
【必要なもの】
マイナンバーカード
※利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字４桁）が必要です。
【問い合わせ先】
総務課 ☎53・３１１２
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎０１２０・95・０１７８
※マイナンバーカードやマイナポイントについてはマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

土地家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間	６月１日（月）まで（土・日・祝日は除く） ８時３０分～１７時１５分※12時～13時を除く
縦覧場所	税務収納課（本庁）・香北支所市民生活班・物部支所市民生活班 課税説明は、税務収納課（本庁）でのみ行います。
縦覧範囲	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿で、近隣の土地や家屋の評価額
縦覧対象者	・土地価格等縦覧帳簿＝市内に所在する土地の固定資産税の納税者（代理人含む） ・家屋価格等縦覧帳簿＝市内に所在する家屋の固定資産税の納税者（代理人含む）
必要な物	運転免許証など本人と確認できるもの、または、令和２年度の納税通知書（５月に発送します）をご用意ください。 代理人は上記に加えて、必ず委任状が必要です。

■問い合わせ先　税務収納課固定資産税班　☎５３－３１１６